

人権擁護委員の候補者の推薦について



人権擁護委員は、「人権擁護委員法」で設置を定められています。

人権擁護委員は、国民の基本的な人権を守り、また、人権が大切なものであることを国民に知ってもらうため、法務大臣から委嘱されて活動する民間のボランティアです。令和7年6月30日で2名の方が任期をむかえるため、候補者を募集いたします。

《人権擁護委員候補者の選定基準》

- ・委員活動に十分に時間をとれる者
- ・新任候補者は68歳以下
- ・再任候補者は75歳未満

(どちらも年齢上限を上回る場合でも、推薦理由が候補者とするのが相当な理由がある場合は可。)

人権擁護委員候補者の自薦、他薦については、1月24日(金)までに、下記へお申し込みください。

◎人権擁護委員に委嘱されるまでの流れ

自薦、他薦で選出された方について、下記の審査が行われます。

2月上旬、候補者を審査する。

3月上旬、町議会に対して意見照会する。

3月下旬、法務大臣に推薦する。

6月下旬、法務大臣から委嘱発令通知。

7月上旬、委嘱状を交付する。

(任期は3年です。令和7年7月1日～令和10年6月30日まで。)

～ あなたの街の相談パートナー ～

人権擁護委員は、法律により法務大臣から委嘱された無報酬のボランティアです。

人権擁護委員の先輩方や、法務局職員と協力して活動を行います。

初めて委嘱された方には研修や、活動に慣れるまでのサポートもあります。

法務局職員等のフォローもありますので、経験のない方でも大丈夫です。

民間のボランティアなので、兼務が禁止されていない方であれば、仕事と両立されている方もいます。

《人権擁護委員の活動内容について》

- ・人権相談（法務局での相談や、町の特設人権相談所への参加）
- ・人権啓発活動（人権の花運動、能代山本地区の小中学校での人権教室への参加など）
- ・総会等へ参加
- ・研修 等

【お問い合わせ先】

町民課 町民福祉係 ☎0185-79-2113